



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『善悪判断を第一として、損得判断は第二とする』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

5

2018 Vol.174

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel : 096-377-1101 Fax : 096-377-1114

会長室から、こんど~です

ゴールデンウィークも終わりました。

皆様どこかへ行かれましたか？人は多いけどせっかくのお休みなので、どこか行こうと思いましたが、ワンコを連れてドッグランに行くのがやっとでした。（笑）

さて今月も元気に行ってみましょう!!!今月は法人の申告が一番多い月です。

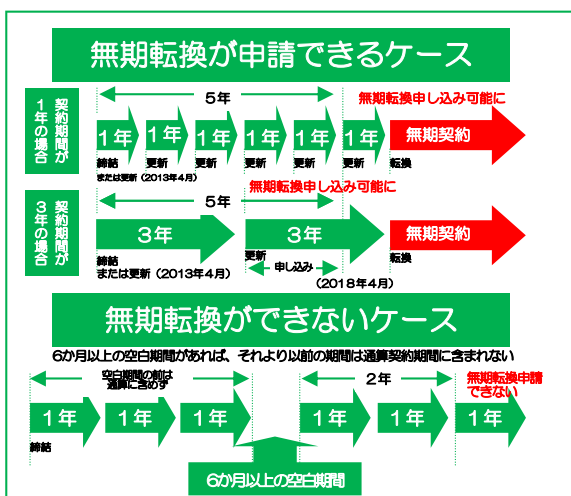
今年4月からパートタイマーで働く人のルールが新しく変更されました。

それは**有期契約労働者が勤務先に申し込み、無期雇用に転換できるルール**です。

2013年4月から数えて同じ会社で5年を超えてパート（契約社員）が働いていることが要件です。例えば1年契約の人は5回更新した翌日以降から申請できます。

会社側は解雇しない限り拒むことは出来ません。すなわち正社員として定年まで働けるということです。

ただし出来ないケースもあります。それは下の図を見て下さい



今でもパートさんにも**色々な権利**が与えられています。

※勤務時間6時間超で45分休憩が取れる

※残業や休日出勤すれば割増がもらえる

※出勤率80%以上で6ヶ月以上働けば有給休暇が取れる

※雇用主の都合で突然休みになった場合は休業手当がもらえる

※一週間に20時間以上かつ31日以上働く見込みのある人は雇用保険に加入できる

※その他労災補償、育児休業、介護休業

など今でも一定の要件を満たせば前に比べればとても良くなっています。

逆に言えば企業もこの人手不足に良い人材を集めようと思えば、経験豊かな主婦パートの条件を法的にクリアして採用するというのは良い手段ではないかと思えます。

働く方も今まではパートだから、契約社員だから、解雇になるのを恐れて色々なことを我慢してきた人も少なくないと思いますが、5年以上頑張ってる人はその恐れが無くなりました。

今年九州で店舗の多いファミリーレストランのジョイフルがグループで働くすべての人（パート、アルバイト）17,000人を無期雇用に切り替えると発表しました。

これにファンケル、クレディセゾン、大手デパートが後に続いています。

この新ルールは**非正規労働者の待遇を向上させ、高齢化による労働力不足の解消**が狙いです。

昔の考えのパートは低賃金、低待遇の時代はとうに終わっています。

なかなか中小企業ではと思われるかもしれませんが、経営者の皆様のご理解をお願いします。

ありがたきや弊社のパートさんは、スーパーパートで社員になるのもそう遠いことではありません。

時代の流れに乗り、やがてやってくる本当の**働き手不足**（まだまだ今くらいの人手不足ではない時代が来ます）に備え、今一度パートさんや契約社員の見直しをされてはいかがでしょうか？

特に会社側から言えば色々あると思えますので、その整理も思い切って今のうちに済ませておきましょう。

ありがとうございます。



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『善悪判断を第一として、損得判断は第二とする』

みなさま如何お過ごしでしょうか？

ゴールデンウィークは、みなさま余暇を楽しまれたでしょうか？

最近、大企業などで不祥事が起こりました。またお客様でも起こる場合があります。それは何故なのかという事についてお話をさせて頂きたいと思います。

お客様や社員の皆様から何故あんな不祥事が起きるのか？何故あの会社は、倒産したのかという事をよく聞かれます。

その答えは、経営をやっているとよく分かります。

日本資本主義の父と言われている渋沢栄一の格言の通りです。

『**道徳を基盤とした正しい素性の富でなければ、その富は永続できない**』と言っています。つまり経営をしていく上での要諦は、『**世の中のために清く正しく美しく儲けて、それを社員や株主や社会へ還元していくという事**』です。

お客様を通した社会貢献を清く正しく美しく⇒**道徳判断が、第一**です。

その次に**適正な儲け⇒損得判断が、第二**です。

儲けたものを還元していく⇒社員・株主・社会が、第三で実現されていきます。

ここで大事なのは、**第一と第二が逆になると歯車が狂いどこかでおかしくなるという事**です。善悪判断と損得判断の順番が、慢心や欲望により狂うからです。**油断と慢心は、大敵**です。

帝王学でも慢心や油断が、一番怖いものです。人間の判断を誤らせる原因になります。

最後になりましたが、新緑みなぎる5月です！！私の誕生月でどんどん暑く熱くなっていく時期です！！みなさまの益々のご活躍を祈念いたします。

(創業の地：熊本県八代事務所より)



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記

毎日更新しています！是非読んでください！

<http://www.taisei-gt.co.jp/blog/>

💡 いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「固定資産税評価額と相続税評価額」

平成30年度の固定資産税納付書がそろそろお手元に届いている頃だと思います。

今回は、**固定資産税の基礎となる固定資産税評価額と相続税の相関関係**についてご説明いたします。**固定資産税評価額**とは納付書の後ろに添付されている固定資産税課税明細書に記載されています。

固定資産税評価額は固定資産評価基準に基づき、各自治体が地目別に定められた評価方法により評価した額の事です。

評価額は3年に一度評価替えを行います。ただし、新築や増改築があった建物や合筆などがあった土地などは、新たに評価を行います。

固定資産税課税明細書には**固定資産税評価額**とは別に固定資産税課税標準額や都市計画税課税標準額と記載があります。

固定資産税課税標準額とは評価額に小規模宅地用地や一般住宅用地・市街化区域農地の特別措置や負担調整措置などを適用し軽減した価額で、**固定資産税を計算する基礎になる額**という事です。

次に**相続税評価額**とは、相続や遺贈、贈与により取得した財産に係る評価額です。

土地の**相続税評価額**の算出方法は、①**路線価方式** ②**倍率方式**に分けられます。

①路線価方式

毎年7月に国税庁から公表される路線価図の各道路に付されている㎡当たりの価額に面積を乗じ、各種補正率を加味して評価する方法です。

路線価額は、国税庁のホームページでどなたでも閲覧する事が出来ます。

②倍率方式

前述の路線価図と一緒に、国税庁から公表される「評価倍率表」に記載されている各地目毎の倍率を、固定資産税評価額に乗じて評価する方法です。

固定資産税評価額と相続税評価額の相関関係

上記にありますように**固定資産税評価額**と**相続税評価額**は違いますが、両者の間には相関があります。

建物の相続税評価や倍率方式により評価額は**固定資産税評価額**を基に評価します。また、

固定資産税評価額は公示価額の7割、**相続税評価額**は公示価額の8割程度になります。

よって路線価地域の**相続税評価額**をザックリ算出したい場合には

固定資産税評価額÷0.7×0.8 で計算する事が出来ます。

今回送られてくる固定資産の納付書を参考に相続税評価を算出させてみては如何でしょうか？

詳しくお知りになられたい方は是非ご相談下さい。



岡村泰



編集後記：5月になると、とても爽やかで過ごしやすい日が多くなってきますね。新緑に覆われた草木が、爽やかな風にゆれる風景はまさに初夏を思わせます。前半にはゴールデンウィークがありますし、行事やイベントもたくさん予定されていることでしょう。休日が多くなる半面、少し疲れが出てきてしまう時期でもあります。休みの間にあんまり羽目をはずさないように、どうぞご自愛下さい。